

「令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果（案）」

に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方

（意見募集期間：令和2年12月5日（土）～令和3年1月8日（金））

【意見提出 6件（法人5件、個人1件）】

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>（全般） 評価結果案における評価結果の概要に関して、多数の項目において適切な電波の利用が行われていることのご評価をいただきありがとうございます。</p> <p>（MVNOに対するサービス提供の調査結果の概要） MVNO契約数（L2接続）比較グラフにおいて、より実数差分を明確に表現できるよう、縦軸を対数グラフから実数グラフへの変更を希望いたします。</p> <p>（今後に向けた主な課題） 「カバレッジの評価方法」に関して、引き続き、高トラヒック対策バンドやカバレッジバンドといった各周波数帯の用途目的に応じた評価を行う等、より多角的な評価基準の設定についての検討が行われることを希望いたします。また、弊社3.4GHz帯のような開設計画における開設後一定期間経過していなく、評価対象（局数等）が少ない場合等における評価につきましては、一定の考慮がなされることを希望いたします。</p> <p>「トラヒック」に関して、調査研究も踏まえた適切に評価する方法の確立がなされ、周波数有効利用度合いを評価する指標の検討が行われることを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>「第7款 MVNOに対するサービス提供の調査結果の概要」における、図表2-36中の「MVNO契約数（L2接続）」のグラフについては、御意見を踏まえ、実数グラフに修正させていただきます。</p> <p>カバレッジの評価方法については、より適切に電波の有効利用の程度を評価できるよう、今後のカバレッジの評価方法の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>トラヒックに関する評価方法については、ご指摘も踏まえて、今後の周波数の有効利用の度合いを把握する観点からより適切に電波の有効利用の程度を評価できる指標について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>	有
2-1	<p>【第2章 第1節 各周波数帯の調査結果の概要及び評価結果 第3款 評価結果（700MHz 帯）】</p> <p>700MHz 帯は、終了促進措置（主に特定ラジオマイクの巻取り）に時間を要し基地局開設の開始が当初の計画より約2年遅れたため、現在、開設計画の遅れを挽</p>	<p>カバレッジの評価については、今回の調査と同様、今後も各周波数帯の事情等を勘案した上で、適切に評価していきたいと考えます。</p>	無

	<p>回すべく努力を継続しているところです。</p> <p>700MHz帯は基地局周辺の建物のテレビ対策が必要な帯域です。テレビ対策はお客様との調整が必要な工事であるため、緊急事態宣言時は数カ月程度、基地局の開設ができない期間が生じます。また、工事終了までテレビ視聴に影響が出る場合があるため、オリンピック・パラリンピック開催時も数カ月程度、開設できない期間が生じます。</p> <p>こういった事由により若干の遅れが生じますが、開設計画の達成に向けて、更なる努力を継続して参りますので、ご配慮いただきますようお願い致します。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>		
2-2	<p>【第4章 今後に向けた主な課題（1）カバレッジの評価方法】</p> <p>カバレッジ実績評価は、各周波数帯の用途目的を勘案した上で評価いただきますようお願い致します。</p> <p>また、開設計画最終年度の計画が同程度である場合、単年度での認定各社の計画策定方針の違いによるカバレッジ実績評価の優劣につきましては、一定のご配慮を頂きますようお願い致します。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	カバレッジの実績評価の方法については、より適切に電波の有効利用の程度を評価できるよう、今後のカバレッジの評価方法の検討の参考とさせていただきます。	無
2-3	<p>【第4章 今後に向けた主な課題（2）通信速度向上等に資する技術導入の評価方法】</p> <p>通信速度向上等に資する技術導入の評価は、電波の能率的な利用を確保する観点から、適切な評価が行われていると考えております。</p> <p>一方で、不感地対策においては、単一周波数での対策を行うため、CAなどの高度化技術を導入しない場合がございます。そのため、不感地対策を行う周波数の評価については、一定のご配慮を頂きますようお願い致します。</p> <p>また、現状の評価軸（CA、MIMO及び256QAM）に加え、4G周波数のNR化などの新しい技術や、アップリンク高度化技術など他の技術導入の評価も重要と考えております。</p> <p>なお、携帯電話事業者は割当てられたすべての帯域を用いてトラフィック収容と高度化の計画を策定するため、各社周波数ごとに基地局設置と高度化のタイミングが異なることがあります。そのため、高度化技術を広く評価することが重要であると考えております。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	通信速度向上等に資する技術導入の評価については、より適切に電波の有効利用の程度を評価できるよう、今後の評価方法の検討の参考とさせていただきます。	無

2-4	<p>【第4章 今後に向けた主な課題（1）カバレッジの評価方法、（2）通信速度向上等に資する技術導入の評価方法】</p> <p>これまでの利用状況調査では、調査結果を提出した後に評価基準と評価結果が公表されております。周波数有効利用を促進するためには、評価基準の透明性、予見性を高められることが重要と考えており、今後の評価においては評価基準が早期に公表されることが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>評価基準の公表については、評価基準の透明性や客観性を確保することは重要であると考えており、今後の本調査の実施及び調査結果の評価に当たって、検討させていただきます。</p>	無
3-1	<p>今年度の携帯電話・全国 BWA に係る電波の利用状況調査については、過去の調査と同様に、携帯電話・全国 BWA 事業者により周波数が適切に有効利用されていることを改めて評価されたものと理解しています。さらに、今回の調査では、新たにインフラシェアリングの取組や Massive MIMO の導入状況といった時勢に則した調査、また、都道府県別のトラヒック調査によって地理的なトラヒックの偏在性に応じて適切に基地局配置が実施されていることも確認される等、「周波数の見える化」と電波の有効利用の更なる推進に繋がったと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
3-2	<p>一方、携帯電話・全国 BWA 以外の電波の利用状況調査においては、2年に一度の頻度に変更され、かつ重点項目も規定されています。また、臨時の利用状況調査や重点項目では、時間別・地域別に利用実態も検証しており、これらも非常に有意義な調査であると考えます。しかしながら、総務省公表の「国等の電波の利用状況（令和2年3月現在）」によると、未だに3GHz帯以下でアナログシステムの比率が50%を上回っている（国等以外の無線局）等、さらなる効率化の余地があるように見受けられます。</p> <p>わが国全体の周波数有効利用の観点に立てば、最新技術の導入を促進することが重要であり、他の無線システムについても携帯電話・全国 BWA と同様に通信速度向上等に資する技術導入の調査・公表を行うことで、無線機のデジタル化や最新技術導入等の促進が期待でき、周波数の効率的利用、ひいては周波数の割り当て容量の確保に寄与すると考えます。特に、アナログからデジタルへのシステムの移行に関しては非常に重要な点であることから、調査頻度を上げ、毎年進捗を調査・公表することも一案と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>比較的低い周波数帯域においては国際的に協調したシステムが多数存在するほか、電波の利用状況調査（定例調査）では、アナログ方式を利用する免許人に対し、デジタル方式の導入計画の有無や他の電波利用システムへの移行・代替予定等も調査した上、電波の有効利用を促進するための施策に反映しているところです。</p> <p>電波の利用状況調査の調査頻度につきましては、免許人への負担を勘案しつつ、引き続き検討を進めて参ります。</p>	無
3-3	<p>他方、移動通信システムの「データトラヒック」に関する調査結果について、総データトラヒック等の各種調査結果は昨年度に比して増大傾向にあります。今後もスマートフォン等の普及や、これらのデバイスによる動画像伝送等の利用拡大が続くことから、移動通信システムにとってデータトラヒック増大に伴う周</p>	<p>データトラヒックによる周波数の有効利用の度合いの評価については、携帯電話事業者において、基地局ごとで計測するトラヒックに含まれる各種付加方法等の有無が異なり、統一した</p>	無

	<p>波数ひっ迫対策が引き続きの課題であると考えられます。キャパシティを確保する観点では、新たな周波数の割当てを行うことも有効ですが、現状の割当てでは契約者数の多寡に着目した評価指標となっており、トラヒックは全く考慮されていません。本格的な5G時代において、トラヒック対策が重要であることは自明であり、今後の割当てにおいては直接的にトラヒックに着目した指標の導入が必要と考えます。今後、令和2年度携帯電話・全国BWAに係る利用状況調査の評価手法等の調査研究等を通じ、周波数のひっ迫度（有効利用度）を測るより適切な指標の早期確立を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>基準でデータを取得することが困難であると認識しておりますが、ご指摘も踏まえて、今後の周波数の有効利用の度合いを把握する観点から、周波数帯ごとのデータトラヒック等を含むより適切に電波の有効利用の程度を評価できる指標について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>	
3-4	<p>加えて、今回の調査結果、及び評価結果に関しまして、以下の点をご検討・ご配慮をいただきますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回より追加された5G用周波数の調査・評価に関しては、開設指針上、電波の能率的な利用を確保するための技術が導入されていることが特定基地局の定義であることに照らし、一部の周波数においても定義に沿って適切な評価の見直しを講じていただくことを希望します。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>御意見を踏まえ、定義に沿って見直した結果、「第24款 調査結果及び評価結果（5G高度特定基地局）」における、図表2-24中の楽天モバイル株式会社の5G高度特定基地局数、カバレッジ進捗評価及び総合評価並びに本文中の楽天モバイル株式会社のカバレッジに関する補足の記載について、修正させていただきます。</p>	有
3-5	<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目および公表項目については、企業にとってセンシティブな経営情報に触れる場合や競合他社に類推が可能となるものもあることから、調査の目的・効果・必要性を十分検証・検討した上で、必要な範囲に限定していくべきであると考えます。今後の調査においても、十分にご留意いただくとともに、システムの高度化等の動向にも配慮いただきながら、より綿密なMNOとの事前調整を実施いただくことを重ねて要望します。また、新たな評価手法等が次回以降の調査に導入される際には、一定の準備期間へのご配慮をお願いします。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>調査項目及び評価項目については、電波の有効利用の程度を評価するためには、個社の経営情報に類する内容が必要となる場合もあることを踏まえ、今回の調査と同様、今後も適切に調査項目及び評価項目について検討していきたいと考えます。また、準備期間の確保については、今後の本調査の実施スケジュールも含めて検討させていただきます。</p>	無
4-1	<p>今年度の携帯電話・全国BWAに係る電波の利用状況調査については、過去の調査と同様に、携帯電話・全国BWA事業者により周波数が適切に有効利用されていることを改めて評価されたものと理解しています。さらに、今回の調査では、新たにインフラシェアリングの取組やMassive MIMOの導入状況といった時勢に則した調査、また、都道府県別のトラヒック調査によって地理的なトラヒックの偏在性に応じて適切に基地局配置が実施されていることも確認される等、「周波数の見える化」と電波の有効利用の更なる推進に繋がったと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【Wireless City Planning 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

4-2	<p>一方、携帯電話・全国 BWA 以外の電波の利用状況調査においては、2年に一度の頻度に変更され、かつ重点項目も規定されています。また、臨時の利用状況調査や重点項目では、時間別・地域別に利用実態も検証しており、これらも非常に有意義な調査であると考えます。しかしながら、総務省公表の「国等の電波の利用状況（令和2年3月現在）」によると、未だに3GHz帯以下でアナログシステムの比率が50%を上回っている（国等以外の無線局）等、さらなる効率化の余地があるように見受けられます。</p> <p>わが国全体の周波数有効利用の観点に立てば、最新技術の導入を促進することが重要であり、他の無線システムについても携帯電話・全国 BWA と同様に通信速度向上等に資する技術導入の調査・公表を行うことで、無線機のデジタル化や最新技術導入等の促進が期待でき、周波数の効率的利用、ひいては周波数の割り当て容量の確保に寄与すると考えます。特に、アナログからデジタルへのシステムの移行に関しては非常に重要な点であることから、調査頻度を上げ、毎年進捗を調査・公表することも一案と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【Wireless City Planning 株式会社】</p>	考え方3-2に同じ。	無
4-3	<p>他方、移動通信システムの「データトラヒック」に関する調査結果について、総データトラヒック等の各種調査結果は昨年度に比して増大傾向にあります。今後もスマートフォン等の普及や、これらのデバイスによる動画像伝送等の利用拡大が続くことから、移動通信システムにとってデータトラヒック増大に伴う周波数ひっ迫対策が引き続きの課題であると考えられます。キャパシティを確保する観点では、新たな周波数の割当てを行うことも有効ですが、現状の割当てでは契約者数の多寡に着目した評価指標となっており、トラヒックは全く考慮されていません。本格的な5G時代において、トラヒック対策が重要であることは自明であり、今後の割当てにおいては直接的にトラヒックに着目した指標の導入が必要と考えます。今後、令和2年度携帯電話・全国 BWA に係る利用状況調査の評価手法等の調査研究等を通じ、周波数のひっ迫度（有効利用度）を測るより適切な指標の早期確立を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【Wireless City Planning 株式会社】</p>	考え方3-3に同じ。	無
4-4	<p>加えて、今回の調査結果、及び評価結果に関しまして、以下の点をご検討・ご配慮をいただきますようお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回より追加された5G用周波数の調査・評価に関しては、開設指針上、電波の能率的な利用を確保するための技術が導入されていることが特定基地局の定義であることに照らし、一部の周波数においても定義に沿って適切な評価の見直 	考え方3-4に同じ。	有

	<p>しを講じていただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【Wireless City Planning 株式会社】</p>		
4-5	<p>・調査項目および公表項目については、企業にとってセンシティブな経営情報に触れる場合や競合他社に類推が可能となるものもあることから、調査の目的・効果・必要性を十分検証・検討した上で、必要な範囲に限定していくべきであると考えます。今後の調査においても、十分にご留意いただくとともに、システムの高度化等の動向にも配慮いただきながら、より綿密な MNO との事前調整を実施いただくことを重ねて要望します。また、新たな評価手法等が次回以降の調査に導入される際には、一定の準備期間へのご配慮をお願いします</p> <p style="text-align: center;">【Wireless City Planning 株式会社】</p>	<p>考え方 3-5 に同じ。</p>	<p>無</p>
5-1	<p>【P36 (評価結果 (3.7/4.5GHz 帯)) P38 (評価結果 (28GHz 帯))】</p> <p>3.7GHz 帯及び 28GHz 帯における「通信速度向上等」については、弊社の評価結果が「C」とされています。これは、評価結果の本調査時点において、弊社 5G サービス開始前でしたので、弊社の商用基地局スペックが反映されていないためであり、現在は、商用スペックにて、5G サービスを提供しています。また、COVID-19 の世界的な感染拡大により、ソフトウェア開発拠点であるインドにおいてロックダウンが実施されたことで、ソフトウェア開発スケジュールが大幅に遅延し、評価結果の本調査時点である 3 月 31 日時点では、商用スペックになっていなかったとの事情もあります。</p> <p>評価結果を参照した一般の消費者に、弊社の商用基地局スペックが他社に比べて劣っているかのような誤解を与えかねませんので、商用サービス開始前である場合や COVID-19 の世界的な感染拡大といった不可抗力による事情があるような場合には、評価対象外としていただくか、商用サービス開始前のスペックにて評価を行った旨注記をしていただくなどの配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>本調査は、調査基準日時点における周波数の有効利用度合いの調査及び調査結果の評価を行うものであり、本調査の公平性や透明性の観点からも、サービスの提供開始時期によって評価結果が影響を受けることは適当ではないと考えます。</p>	<p>無</p>
5-2	<p>【P47 (評価結果の概要 (データトラフィック (全国) の調査結果及び評価結果の概要))、P53 (図表 2-31 データトラフィック (全国) の調査結果及び評価結果の概要)】</p> <p>「1 か月間の 1 契約当たりの総トラフィック (単位:GB)」の数値について、当社での計算結果と相違する部分があるように見受けられますので、再度ご確認をいただきたいとよくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>御意見を踏まえ、「第 4 款 全国トラフィックの調査結果及び評価結果の概要 (2) データトラフィック (全国)」における、図表2-31中「(参考) 1 か月間の 1 契約当たりの総トラフィック (単位:GB)」の楽天モバイル株式会社の数値及びに分析結果の記載について、約 25.1GB から約 25.0GB へ修正させていただきます。</p>	<p>有</p>

6-1	<p>1. 公共の財産である周波数を用いた社会インフラの携帯電話サービスに対する国の政策の目標について</p> <p>【概要】 携帯電話の通信各社が利益の最大化に努める現状の中で、政府は、国民の通信インフラに係る便益を第一に、くわえて、通信インフラに係る波及効果も含めた便益も最大化も踏まえた政策を講ずるべきである。 そのために必要な調査の内容が不十分であるので、是正を講じるべきである。 そのうえで、今後、限られた周波数に対して、無駄なく有効活用し、かつ、複数の携帯電話事業者が新規参入できるように、周波数帯域毎、時間毎、空間毎に、変化に応じて変えられるような柔軟性に富んだ基地局ネットワークと制度を検討し実施すべきである。</p> <p>【詳細内容】 民間企業である携帯電話の通信各社は、当然、まず第一には、売上ないし利益が最大となるような通信サービスの料金プランを提供している。そのため、携帯電話の通信各社は、場合によっては、通信インフラの帯域ないし周波数を、あえて最大限に活用しないことで（制限して抑えることで）、通信料金ないし利益が最大となるような料金プラン設計を行っている。 しかし、携帯電話の通信サービスは、公共の財産である周波数を使った社会インフラであるので、政府としては、通信の利便性・安定性・安全性そして料金を総合した国民の通信に係る便益を最大化とするような政策を講ずるべきである。 さらに、携帯電話が主要な社会インフラであることからすれば、政府は、道路や鉄道網と同様に、通信サービスそのものの利潤でなく、ユーザーの便益はもちろんのこと、そのインフラに伴う膨大な波及効果までもを含めて、公的な視点で最適化を図るよう政策を講ずるべきである。 そのための現状把握として、「令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果（案）」は、調査内容が不十分である。とりわけ、周波数の逼迫状況については、時間的かつ空間的な分部ないし経時変化を示すべきである（空間的な分布を時間ごとに示すべきである）。 これらの調査を是正して、限られた周波数であっても、可能な限り安価な料金で、最大限の通信量の最大化を図ることで、ユーザーの便益と、通信インフラに伴う波及効果を最大限とする政策を講じるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	周波数の逼迫状況の把握手法について、より適切に電波の有効利用の程度を評価できるよう、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
6-2	2. 今回の調査内容が不十分であり逼迫状況が把握できていない問題について	周波数の逼迫状況の把握手法について、より	無

【概要】

今回の調査内容は、通信量が何%増えている等と述べているものの、空間的な分布（面的な分布図）を時間ごとに示すべきであるところを、実際には示していないため、逼迫状況の本質が何も把握できていない問題がある。

周波数の逼迫状況が、空間的な分布または時間的な変化によって、それが、局所的または短時間的なのか、全体的または継続的なのかの違いによって、周波数付与への対応は全く異ったものになる。

（１）周波数逼迫状況の空間的（面的）な分布が把握できていない問題

周波数の逼迫状況が、例えば、空間的（面的）に全体的におよぶのか、それとも、都市部の繁華街などの一部に限られているかの違いによって、どの程度の周波数の付与が不可欠か否かの判断結果は大きく違ってくる。

もし、周波数の逼迫状況が、都市部の繁華街などの一部に限られているのであれば、膨大な周波数帯域のある5Gのミリ波の基地局が多用かつ最適化されて、既存の周波数が十分に有効利用されているのか否かの調査を行ったり、フェムトセル等による基地局エリアの微細化といった逼迫回避策が十分に行われているかの調査を行い、そのうえで、どの程度の新規周波数が必要か否かの検討を始めるべきである。

（２）周波数逼迫状況の時間的（経時変化）な分布が把握できていない問題

周波数の逼迫状況が、例えば、継続的（1日のうちの大半の時間）におよぶのか、それとも、一部の時間に限られているかの違いによって、どの程度の周波数の付与が不可欠か否かの判断結果は大きく違ってくる。

もし、周波数の逼迫状況が、正午の1時間程度および通勤時間1～2時間程度などの一部の時間帯に限られているのであれば、深夜から早朝にかけての閑散時間帯の料金を下げるオプション等によって通信需要を移す、いわゆるピークシフト等によって、逼迫回避策が十分に行われているかの調査を行い、そのうえで、どの程度の新規周波数が必要か否かの検討を始めるべきである。

MVNOのIIJmioの2020年5月31日の発表によると、通信の逼迫の最大の原因の一つに、過去にはOSのアップデートがあり、現在はオンラインゲームのアップデートであるとの調査結果が発表されている（下記URLを参照のこと）。

<https://news.mynavi.jp/article/20200531-iiij/>

このようなアップデートに伴う通信需要は特に閑散時間帯へのピークシフトが可能であるうえ、アップデート以外にも、大容量の4Kないし8K動画、新規アプリケーションのダウンロードといった通信を逼迫するものの多くが、深夜から早朝

適切に電波の有効利用の程度を評価できるよう、今後の検討の参考とさせていただきます。

	<p>にかけての閑散時間帯に対する料金割引オプション等による各通信会社の僅かな努力によって、大きく緩和できる可能性が高い。</p> <p>このような、面的な逼迫状況の時間的変化についても実態を明示したうえで、まずは、各通信会社のピークシフト等の改善および有効利用の努力の状況を調査し、そのうえで、どの程度の新規周波数が必要か否かの検討を始めるべきである。</p> <p>(3) 周波数逼迫状況の周波数帯毎の状況が把握できていない問題</p> <p>周波数の逼迫状況が、例えば、sub-6波やミリ波を含めた全周波数におよぶのか、それとも、例えば、扱いやす低い周波数（700MHz～2.5GHz帯）のみ等の一部の周波数に限られているかの違いによって、どの程度の周波数の付与が不可欠か否かの判断結果は大きく違ってくる。</p> <p>もし、周波数の逼迫状況が、扱いやす低い周波数（700MHz～2.5GHz帯）のみ等の一部の周波数に限られているのであれば、膨大な周波数帯域を有するsub-6波やミリ波が有効利用されていないこととなる。</p> <p>そのうえで、既存の周波数の有効利用を促すためには、こういった政策が必要なのかを行い（例えば、信号機への共用の基地局の設置等の検討）、是正したうえで、どの程度の新規周波数が必要か否かの検討を始めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
6-3	<p>3. デュアルSIM運用およびデュアルSIM端末の有効性について</p> <p>【概要】</p> <p>新規周波数の割り当て時の評価および審査において、競争の促進およびユーザーの利便性向上の両面から（詳細は後述）、e-SIM端末の促進およびデュアルSIM端末の促進についても、政策として追加すべきである。</p> <p>ユーザーが通信会社を乗り換える際の「障壁」を取り除く措置にあたっては、e-SIM端末の促進については触れられているが、デュアルSIM端末の促進には触れられていない。この点を訂正すべきである。</p> <p>同時に、ユーザーが通信事業者のA社を解約すると同時に、B社へと乗り換えるという1パターン（ケース）しか想定されていないので、この点も訂正すべきである。</p> <p>【詳細内容】</p> <p>ユーザーが通信事業者を乗り換える際の利便性ないし心理的負荷（手間、わかりにくさ、現状よりも通信環境が悪くなる可能性、長期契約者に対する優遇を失</p>	<p>本意見募集は、令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)に係る意見募集であることから、いただいた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

う等の不利益に対する不安や後悔といったリスク) やコスト等が「障壁」に該当すると思われる

具体的には、A社からB社へと乗り換えるにあたっては、この乗り換えの時のプロセスにおいて、e-SIMだけでなく、デュアルSIM端末(DSDSまたはDSDV)も、競争促進およびユーザーの利便性向上に有効であることを考慮すべきである。

(1) A社とB社の全機能を同時に長期間運用して比較・検討するケース

デュアルSIM端末であれば、A社からB社へと乗り換えにあたっては、同じ一つの携帯通信端末上で、A社との契約および通信環境を維持したままの状態、同時に、B社との契約および通信環境も維持できる特徴がある。

そのため、A社からB社への乗り換えるプロセスにおいて、例えば、一時的にA社とB社の同時運用を行う等のプロセスが可能となるので、このワンクッションを挟むことで、乗り換えるリスク等の「障壁」を、より低減でき、その結果、競争促進やユーザーの利便性向上に寄与できる。

具体的には、新たな通信会社であるB社との契約内容および通信環境・通信品質を十分に実体験したうえで、A社を解約してB社へ乗り換えるのか、A社を継続してB社への乗り換えを中止するのか、もうしばらくA社とB社の同時運用を継続して経過観察を続けるのかを、双方のサービスを利用および実体験しながら比較して判断することが可能となる。

(2) A社の優れたサービス・機能とB社の優れたサービス・機能を組み合わせて利用するケース(両社の良い所取りの運用を行うケース)

デュアルSIM端末の別の使い方としては、A社の品質または料金等で優れたサービスまたは機能と、B社の品質または料金等で優れたサービスまたは機能とを、組み合わせて運用を行う方法が可能となる。(設定により、A社とB社の良い所取りができる。)

- ①具体的な一例としては、通話は最も優れたA社を運用し、データ通信は最も優れたB社を運用することも可能となる。
- ②別の一例としては、郊外は電波環境が良いA社を運用し、都市部は安価で無制限額のB社を運用することも可能となる。
- ③さらに別の一例としては、B社が新規参入である場合は、B社の電波環境が安定・充実するまでの間はA社も同時運用しつつしばらく様子を見ることも可能となる。
- ④くわえて、海外渡航時ないし帰国後のケースにおいては、デュアルSIM端末で

あれば、A社の契約および通信環境を維持したうえで、同時に、海外の現地のC社の契約および通信環境を追加できるため、国内A社と海外C社とを同時に運用する事も可能となる。(本来のデュアルSIM端末の使い方である)

このような使い方は、一部のユーザーの利便性と経済性を高めるだけでなく、通信会社各社の特徴として、各社の強みと弱みが、通話、通信、コンテンツ等の付随サービスそれぞれの分野毎に対して、料金、機能・安定性・エリア充実度・サポート等の各品質それぞれについて、詳細に比較検討した結果が明確になるため、通信各社は自らの弱点に対して改善を図らざるを得なくなり、その結果として、競争促進の結果として、このような使い方をしない一般ユーザーにおいても料金低下および利益向上が波及する二次的な波及効果も得られる。

以上のように、デュアルSIMによるユーザー利便性および競争促進の向上の観点から、e-SIM促進と並行してデュアルSIM端末の促進も図るべきである。

(3) 既存の大手3社がデュアルSIM端末を事実上排除している問題について

なお、現状の問題として、既存大手キャリアであるドコモ、AU、ソフトバンク各社は、iPhoneを除けば、デュアルSIM機能付きとして開発された端末であっても(例えばSHARPのAQUOS SENSEシリーズ等)、デュアルSIM機能を除去したものしか取り扱っていない。

その一例として、SHARPのAQUOS SENSEシリーズを挙げると、ドコモ、AU、ソフトバンク各社は全てデュアルSIM機能を除去したもののみを取り扱っている。一方で、楽天モバイルとMVNO各社の殆どは、デュアルSIM機能を生かしたものを取り扱っている。

デュアルSIM機能の有無の違いによって、端末の価格の差は殆ど無い。むしろ、デュアルSIM機能が生きてる端末の方が安価な場合もあるほどである。

くわえて、デュアルSIM機能の有無によって、設定の複雑さは、そのデュアルSIMの機能を使わなければ、違いは出ない。

もし、既存のキャリアがサポートや管理を理由にデュアルSIM端末の導入を拒否するのであれば、ファームウェア等の変更により、デュアルSIMの機能を一時的に無くしたり、その後、復活できるようにする措置も可能である。

以上のとおり、最大手であるドコモ、AU、ソフトバンク各社が、iPhone以外(Android端末)において、デュアルSIM機能を除去した端末しか扱わない、事実上、競争を阻害している現状について、競争促進および消費者の利益保護等の観点から改善・是正するような措置を講じるべきである。

(なおiPhoneは、端末メーカーであるAppleが、大手通信各会社よりも立場が強い

	<p>ために、デュアルSIM機能を除去したい大手通信各会社の要望に対して、事実上、応じなかったと思われる)</p> <p>なお、最近のAndroid端末の特徴として、iPhone、Sharp、中国のグローバルメーカーを始めとした各メーカーが、デュアルSIM機能とe-SIM機能の両方を備えた端末を増やしており（一つ目のSIMは通常のSIMカードで、二つ目はe-SIMというケースが多い）、端末の環境は整ってきていると判断すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
6-4	<p>4. 新規事業者の参入促進による競争促進のための措置について</p> <p>【概要】</p> <p>かつては多数あった携帯電話事業者とPHS事業者は、現在では寡占状態となってしまうことを踏まえれば、競争促進のためにも、楽天モバイルに続き、さらに、複数社が参入するような参入促進措置を講じるべきである。</p> <p>また、電波が奥まった所まで浸透しやすい2.0GHz以下の周波数の割り当てが限られているため、今後の新規割り当て予定の周波数帯を、1社だけに独占使用させれば、以降に新規参入する業者を、事実上、国が排除することになる。</p> <p>よって、今後の新規割り当て予定の周波数帯は、複数の新規事業者（場合によっては、楽天モバイルも含む）で共有して利用できるよう制度的および技術的な措置を求めるのが相当である。</p> <p>また、対象となる新規参入の通信事業者については、今後、全国MNOでの参入検討する新規事業者にくわえ、地方の各ローカル通信事業者等（地域BWA事業者およびローカル5G事業者）についても、希望があれば、途中での参加を認めるべきであり、通信システムにも容易に対応できるような柔軟性を求めるべきである。（例えば、後述のVMNOへの対応を容易に可能にする等）</p> <p>【詳細内容】</p> <p>(1) かつては多数存在した携帯電話事業者が寡占化した経緯があること</p> <p>まず、冒頭に、国内のMNOの通信事業者数については、これまでの過去には、ドコモ、AU、ソフトバンクの他に、イーモバイル、ツーカー、さらには、PHS事業者としてウィルコムや電力系のアステル等の多数が存在していた歴史と、現状は寡占状態となってしまった経緯を再認識すべきである。</p> <p>(2) 新規参入は楽天モバイル1社だけで終わらせるべきではないこと</p> <p>また、新規事業者イコール楽天モバイル1社ではなく、将来の多数の新規参入者の参入が望ましく、その一部として楽天モバイルの存在があることを確認すべきである。</p>	<p>本意見募集は、令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)に係る意見募集であることから、いただいた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

そのうえで、新規参入の促進による競争促進の措置においても、新規参入は、楽天モバイルの他にも複数参入することを大前提にすべきである。

(3) 今後数年間は扱いやすい2.0GHz以下の新規周波数割り当てが望めない問題
そのうえで、sub-6やミリ波と比べて、遠くかつ奥まった箇所まで届きやすい2.0GHz以下の周波数が、限られている、ないし、今後、数年間は新規割り当てが望めないのであれば、なおさらである。

貴重となる新規割り当て予定の周波数帯を1社のみ独占使用させる判断は適正ではない。もし仮に、この様な誤った判断を下せば、楽天モバイル以降に新規参入する業者を、事実上、国が排除することになる点を認識すべきである。

(4) 今後割り当ての周波数帯に複数の新規事業者の収容が可能な理由
くわえて、今後の新規割り当てが検討される周波数帯の位置づけについては、特に、電波が浸透しやすい低周波数帯(700MHz～2.5GHz)は、既存の通信4社の5Gの膨大な通信量を収容することではない点を再確認すべきである。

同時に、既に、既存の通信4社については、sub-6やミリ波の極めて広い5Gの通信帯域が割り当てられて利用されており、膨大な通信量を収容できる周波数が潤沢に存在している点を再確認すべきである。

そのうえで、今後の新規割り当てが検討されている周波数帯は、特に、電波が浸透しやすい低周波数帯(700MHz～2.5GHz)は、上述のsub-6やミリ波が届きにくいエリアや通信需要が極めて低いエリアに対して(扱いづらいエリア)、あくまでも、これらのエリアを補うことが主目的であることを再確認すべきである。(あくまでも、この特殊なエリアをも多接続かつ低遅延の5Gサービスを途切れさせない事が主目的である。)

また、既に、既存の通信4社については、sub-6やミリ波の極めて広い5Gの通信帯域が割り当てられて利用されているため、今後の新規割り当てが検討されている5G用の周波数帯を、大手3社と比べて圧倒的に規模の小さい楽天モバイルを含む新規参入の通信事業者が複数社で共有した場合であっても、後述の周波数の有効利用のうえで共有する措置も踏まえれば、なおさら、少なくとも数年単位では、大きな支障は無いと判断されるべきである。(とりわけ、楽天モバイルについては、既に、sub-6やミリ波の極めて広い5Gの通信帯域が割り当てられて利用されている。)

(5) 地域通信事業者にも新規割当の周波数帯への途中参加を認めることが相当

な理由

また、今後の新規割り当て予定の周波数帯の対象となる新規参入の通信事業者については、今後、全国MNOでの参入検討する新規事業者にくわえ、地方の電力系通信会社、地方のケーブルテレビ系通信会社および地方の鉄道系通信会社等の各ローカル通信事業者等についても、希望があれば、事業規模が一定以下である場合に限り（大手通信会社のような規模ではない等）、途中での参加を認めるべきであり、通信システムにも容易に対応できるような柔軟性を持たせるべきである。

（例えば、後述のVMNOへの対応を容易に可能にする等）

これらの各ローカル通信事業者は、現段階では2.5GHz帯の周波数帯を用いた3Gまたは4Gの地域BWA通信事業者として、地域に限ったワイヤレス通信事業に参入している事業者も多く、また、5G化（高度化）を検討中の事業者も多数存在している。

さらに、これらの各ローカル通信事業者の多くは、光の固定回線用を、ローカル5G用のsub6またはミリ波の周波数帯を用いて、ラストワンマイルの5G化（光等の固定回線のうち、各家庭から近隣の電柱上の5G基地局までの間のわずかな数十メートル程度の間のみを5Gで無線化すること）を計画している。

これら、各ローカル通信事業者が行う5G通信を用いた高度化地域BWA事業計画および光固定回線のラストワンマイルの5G無線化事業計画についても、今後の新規割り当て予定の周波数帯と組み合わせることで、より広域化、より安定化、より高機能化することで、通信回線の付加価値を高めることができる。

同時に、現状として地域BWAの周波数帯が有効利用されていない問題の改善にもつながる。

その結果として、利用者の利便性向上くわえて、さらに、良い副作用として、各ローカル通信事業者は、事実上、新規参入「準」携帯電話事業者となるため、既存の携帯電話事業者4社の競争促進を促す効果にも十分に繋げることが可能であり、検討および実施すべきである。

（6）周波数の帯域の有効利用および共有するための技術的ないし制度的措置の必要性

今回の新規割り当てが検討されている周波数を、複数の新規参入業者が、最大限に有効かつ効率的に使えるような措置を講ずべきである。

その一例としては、今後も参入する複数の新規事業者の間で（場合によっては楽天モバイルも含めて）、空間的かつ時間的に動的（可変）に共有する等の、柔軟な制度とシステム環境の導入を求めること等により、この限られた貴重な帯域を

最大限に有効かつ効率的に利用する措置を検討すべきである。
 また、万が一、通信帯域が逼迫した場合または回線のトラブルの場合に備えて、救急や通報、防災や災害対応、遠隔医療、自動運転、機器制御、教育、娯楽といった利用目的等の違いによって重要度が異なるため、通信の優先度についても検討すべきである。(5Gには、既に、ネットワークスライシング等の機能が備わっていると伺っている)

(7) 新規参入のハードルを下げるための技術的ないし制度的な措置の必要性

過去には多数存在したPHS事業者を含めた携帯電話事業者が、現在では大手3社のほぼ寡占状態に至った反省を踏まえ、そのうえで、携帯電話事業の新規参入の促進および競争を促進させるための環境整備を講じるべきであり、とりわけ、新規参入の事業者にとって技術的、物理的および経済的な障壁を低くするよう措置を講じるべきである。(特に基地局やその基盤となるネットワーク整備)

その一例としては、具体的には、5Gには、空間的・時間的に通信帯域を複数の事業者で柔軟に分割するネットワークスライシングや、既に基地局環境を持つ携帯電話事業者の5GのコアネットワークAPIやコアネットワークそのもの(基地局を含む場合もある)を開放する事によって実現する、新しい形態の「仮想・移動通信事業者」であるVMNOを可能にする機能が備わっている。これらの機能を活用する制度整備やシステム環境構築等、将来の競争促進のための発展および拡張に対する柔軟性を持たせた新規の周波数帯環境の整備を求めるべきである。

また、基地局環境を持つ携帯電話事業者の設備を利用する際には、その基地局環境を提供した既存の通信事業者に対して、その見返りとして新規周波数の帯域の一部を優先的に使用する権利を付与させる等の措置が考えられるが、あくまでも、新規の周波数帯については、新規事業者の利用が目的であることを明確にすべきであり、新規事業者が帯域の大半を優先的に使えるような措置を講じるべきである。

さらに、新規参入については、共同で基地局およびネットワークを整備する選択肢や途中参加を可能にする措置を講じるべきである。

従って、新規周波数帯は、今後も参入する複数の新規事業者の間で(場合によっては楽天モバイルも含めて)、空間的かつ時間的に動的(可変)に共有して、この帯域を有効利用する措置を検討すべきである。

【個人】

6-5

5. 災害の長期化に対してしなやかな耐性を持つネットワーク構築を促進する措置の必要性

本意見募集は、令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)

無

	<p>【概要】 近年の大規模災害が多発し復旧まで長期化している問題にくわえ、首都直下地震・東南海地震が迫っている問題も踏まえて、大規模災害に伴う通信障害の長期化を緩和するような、有効な措置を講じるべきである。</p> <p>【詳細内容】 近年の大規模災害が多発し復旧まで長期化している問題にくわえて、政府は、首都直下地震および東南海地震が迫っているとして対策を求めている。</p> <p>近年の大規模災害では、送電線網の停電から復旧まで長期間におよぶことがある。その場合、携帯電話のネットワークは、予備電源の蓄電池または燃料は有限であるため、使い切った後は、通信が全くできない状態が継続する問題が発生している。</p> <p>そして、復旧までの間は、人命救助への影響、被害の拡大、二次的・三次的被害の発生が懸念される状態が続くこととなる。</p> <p>この問題については、携帯電話のネットワークは、大規模災害の発生時でも、少なくとも、必要最低限の機能だけでも、継続して維持または自己回復できる措置を促進すべきである。</p> <p>その一例として、災害時の送電線網の電源喪失が長期間に及び、有限の予備電源を使い切った場合でも、携帯電話基地局やそのネットワークの電源が、近隣の家屋や事業所等の再生可能エネルギーによる分散電源に接続していれば、電源が無制限に自己供給されるため、一時的であっても（例えば、日照時間帯だけでも）、また、一部の基地局であっても、さらに、連絡が取れる程度の最低限の通信環境が維持されるだけでも、通信障害の影響を大きく緩和することができる。</p> <p>災害の長期化の影響を緩和できるよう、分散電源への接続など自己回復機能を有する等のしなやかなさを持ったネットワーク構築を促進する措置を講ずるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>に係る意見募集であることから、いただいた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
6-6	<p>6. SDGsおよびESGに対する取り組みへの評価を反映する措置</p> <p>【概要】 携帯電話事業の競争促進の結果として、弱い所へのしわ寄せが行き、社会に歪が蓄積されることがあってはならない。</p> <p>このような問題を事前に防止するためにも、周波数割り当ての審査では、携帯電話各社のSDGsおよびESGに対する取り組みへの評価にくわえて、過去の行政処分および刑事処分、さらには、民事事件における違法行為等に対して、十分な抑止</p>	<p>本意見募集は、令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)に係る意見募集であることから、いただいた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>効果を有する程度の厳しい措置を講ずる必要がある。</p> <p>【詳細内容】</p> <p>まず、冒頭に、首相官邸ないし総務大臣が述べる携帯電話事業の新規参入促進、競争促進、値下げ促進が、何のためであるかを再確認すべきである。</p> <p>そのうえで、携帯電話事業の競争促進の結果として、弱い所へのしわ寄せが行き、環境問題や人権問題（とりわけ雇用問題や労働環境等）が生じるような、社会の歪が蓄積されるような事があっては本末転倒であり、事前に防止するよう措置を講じるべきである。</p> <p>とりわけ、競争促進の結果として、立場の弱い下請業者や従業員（労働者）、さらには、消費者へのしわ寄せが行くことがあってはならない。</p> <p>既に、実際に、大手携帯電話事業者では、傘下のショップでの不適正な行為が表面化しており、また、基地局建設においては、文化財を破壊する問題行為を起している。</p> <p>くわえて、若年従業員の多いコールセンター等の雇用形態についても、将来の社会全体に及ぼす影響を含めて真剣に調査および検討すべきである。</p> <p>このような諸問題を事前に防止するためには、十分な抑止効果を有する措置が必要である。よって、周波数割り当ての審査では、携帯電話各社のSDGsおよびESGに対する取り組みへの評価にくわえて、過去数年間における行政処分および刑事処分、さらには、民事事件も違法行為等の内容によっては適切に評価したうえで、厳しい措置を講ずる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
6-7	<p>7. 楽天モバイル問題（新たな周波数を割り当てる際に審査すべき内容）</p> <p>【概要】</p> <p>新たな周波数の割り当て時の審査では、各携帯電話事業者が、過去に割り当てを受けた周波数を計画通りに問題を起こすことなく運用しているかの評価を行い、それを反映すべきである。</p> <p>また、前述6. と重複するが、各携帯電話事業者が、過去数年間において行政処分および刑事処分、さらには、民事事件で明らかになった違法行為等に対しては、厳しい措置を講ずる必要がある。</p> <p>とりわけ、楽天モバイルは、わずか1年半程の間に、極めて多数の行政処分を繰り返し受けている。他にも、楽天モバイルは、詳細は後述のとおり、通話および通信に支障を来すほど、組織体制自体の問題を抱えているため、新たな周波数の割り当て時の審査では、これらの諸問題も評価して反映すべきである。</p> <p>同時に、先日の楽天における情報漏洩についても、楽天モバイルの契約には楽</p>	<p>本意見募集は、令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)に係る意見募集であることから、いただいた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

天IDの取得を必須としている点からも、無関係とはならないため、総務省としても、楽天モバイルユーザーの被害の有無を含めた被害実態の調査を行うべきである。

携帯電話事業は、公共の財産である周波数を利用しており、また、救急や消防等の緊急通報を含めて国民の命にかかわるライフラインであることを踏まえれば、なおさら、新規周波数付与においても、問題を繰り返さないように厳しい措置を講じたうえで、継続して是正するようにチェックを行うべきである。

【詳細内容】

(1) これまでの携帯電話事業において申請した計画の遵守および問題行為に対する措置の必要性

これまでの周波数割り当ての前提となった各通信事業者の開設計画等を含めた遵守事項が、守られていないケースが多々見受けられる。このような事態を管理・監督・指導する行政機関である総務省が、事実上、黙認している現状では、消費者の便益と全国の周波数という貴重な国の資産をおろそかにしており、また、周波数の割り当て時の評価についても、公平かつ公正な評価とは到底言い難いと判断されるべきである。

このような問題を事前に防止するためにも、新たな周波数の割り当て時の審査では、各携帯電話事業者が、過去に割り当てを受けた周波数を計画通りに問題を起こすことなく運用しているかの評価を行い、それを反映すべきである。

くわえて、電波税を利用した競争促進および問題防止措置についても検討すべきである。具体的には、問題があった場合には、電波税を上乘せするペナルティーを科す一方、エリアの前倒や新規参入への協力等（例えば基地局提供等）の貢献した点については優遇措置講ずる等の有効な措置を検討すべきである。

また、行政処分および刑事処分、さらには、民事事件で明らかになった違法行為等に対しては、なおさら、厳しい措置を講ずる必要がある。

(2) 楽天モバイル問題について

とりわけ、直近の楽天モバイルは、いくら新規参入事業者である点を踏まえても、ここ1年半程の短期間の間に、繰り返し極めて多数の行政処分を受けており、管理・監督・指導する行政機関である総務省は、これまでの影響はもちろんのこと、このような悪しき前例を作ったことによる今後への影響等も含めて、深刻に捉えるべきである。

この他にも、その大規模通信障害については、トップである三木谷氏が、携帯電話事業を始めるにあたって「起こりえない」と、事実とは異なる説明を繰り返

	<p>し公言していた問題もあり、さらには、現在も通信および通話が繋がらないトラブル時に、ユーザーがカスタマーサポートへ連絡しても全く繋がらない状態が続くうえ、復旧や改善の目途について尋ねても「当社では回答していない」といった不適正な対応を続けている問題もある。</p> <p>(なお、楽天モバイルの通信エリアや通信品質の問題については、整備中であるため、ある程度は仕方ないので、そのこと自体を問題視しているわけではない。)</p> <p>(3) 国民の命にかかわる公共インフラである位置づけの再確認の必要性</p> <p>上述5. と重複するが、携帯電話事業は、公共の財産である周波数を利用しており、また、救急や消防等の緊急通報を含めて国民の命にかかわるライフラインであることを再確認すべきである。</p> <p>とりわけ、前術の楽天モバイルが、通信および通話が繋がらないトラブル時に、カスタマーサポートがほぼ機能していない企業体制の問題を抱えている点については、平時でこのような問題を状態である事からすれば、大規模災害時の混乱と被害の拡大が懸念される。</p> <p>首都直下地震や東南海地震等の大規模災害の際には、本来は助かる多くの命が助からなくなる事も懸念にくわえ、被害の拡大、二次または三次災害へと繋がりがかねない。</p> <p>総務省および専門家の委員会は、楽天モバイルの諸問題を事実上の黙認を続けていることで、その尻ぬぐいをするのは、ユーザーである国民およびそれを救助する救急や消防といった行政機関の現場職員であることを確認すべきである。</p> <p>もし、このような楽天モバイルの現状に対して是正を求めないのであれば、楽天モバイルを含むMNOとMVNOそれぞれに対して、どこまでライフラインとしての責務やユニバーサルサービスとしての機能を求めるのかを検討すべきであり、少なくとも国民にその旨を十分に周知する等の措置を講ずるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
6-8	<p>8. 楽天モバイルが計画する低軌道衛星も用いた携帯電話サービスについて</p> <p>低軌道衛星をもちいた携帯電話サービスについては、個人的には、とても興味があり、応援したい。</p> <p>しかし、人工衛星が低軌道とは言え、自国内に他国が所有し他国が管理する基地局を建てることに等しいものである。</p> <p>いくら同盟国であっても、携帯電話として無意識に接続するものであれば、なおさら、ユーザーのプライバシー、企業や国家の機密を含めた安全保障、事件や事故の捜査や是正措置を含めた行政の関与など、多くの課題があるため、楽天の</p>	<p>本意見募集は、令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)に係る意見募集であることから、いただいた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

計画に行政の都合で支障が出ないためにも、今の段階から課題を抽出したうえで、公の場で議論すべきである。	【個人】	
--	------	--